

# 履修規程

制定日 平成 19 年 1 月 11 日  
最終改定日 2023 年 12 月 14 日

<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、明倫短期大学学則にもとづき、授業科目の履修に関し必要な事項を定める。</p>	
<p>(授業科目及び単位数等)</p> <p>第 2 条 各学科、専攻科の授業科目及び単位数等は、学則に定めるとおりとする。</p>	
<p>(授業の方法)</p> <p>第 3 条 授業は、講義、演習、実習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修することができる。</p>	
<p>(単位の計算方法)</p> <p>第 4 条 各授業科目の単位数は、1 単位の履修時間を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。</p> <p>(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲をもって 1 単位とする。</p> <p>(2) 実習については、30 時間から 45 時間までの範囲をもって 1 単位とする。</p>	
<p>(授業期間)</p> <p>第 5 条 学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。</p> <p>2 学年を次の学期に分け、各学期は 15 週とする。</p> <p>(1) 前期 4 月 1 日より 9 月 30 日まで</p> <p>(2) 後期 10 月 1 日より翌年の 3 月 31 日まで</p>	
<p>(履修方法)</p> <p>第 6 条 学生は、入学年度の教育課程に従って履修するものとする。ただし、教育上有益と認められる場合は、他課程の科目（実習科目を除く。）を履修することができるものとする。</p>	
<p>(履修登録)</p> <p>第 7 条 履修しようとする授業科目は、所定の期日までに履修届を提出して履修登録をしなければならない。</p> <p>2 第 1 項の履修届を提出したのち、やむを得ない理由（選択科目の履修制限による未開講を含む）で履修科目の変更又は取消しをする場合は、履修科目変更・取消届を所定の期日までに教務課に提出しなければならない。</p> <p>3 既に単位を修得した科目については、再度履修登録することはできない。</p> <p>4 第 1～3 項の規定にかかわらず、教授会が教育上</p>	
<p>必要と認めるときは、当該年次に履修しなければならない授業科目以外の授業科目を履修させることができる。</p> <p>5 前項において再履修した科目の成績評価は、原則として再履修後の成績に基づいて行う。</p>	
<p>(登録単位数の上限)</p> <p>第 7 条の 2 学年毎に登録できる単位数の上限は、別表 1 のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定に関わらず、学長が教育上必要と認める場合は、上限を超えて履修科目の登録をすることができる。</p> <p>3 成績不振者等に対し、学長が教育上の配慮が必要と認める場合は、次年次の履修科目数を制限することができる。</p>	
<p>(試験の種類および試験日程)</p> <p>第 8 条 試験は、定期試験、随時試験、追試験、再試験および客観的臨床能力試験（OSCE）とする。</p> <p>2 定期試験とは、当該科目履修者全員を対象に、学年暦に定めた定期試験期間中に行う試験をいう。</p> <p>3 随時試験とは、授業担当教員が必要に応じ、平常の授業時間中に随時行う試験である。</p> <p>4 追試験とは、疾病その他の理由により定期試験を欠席した者に対して行う試験である。</p> <p>5 再試験とは、定期試験及び追試験において不合格となった者に対して行う試験であり、原則として 1 回に限り行う。</p> <p>6 客観的臨床能力試験（OSCE）とは、歯科衛生士学科において臨地実習・臨床実習を行う（登院する）ことができるかどうかを判定する試験である。</p> <p>7 試験日程は、あらかじめ所定の場所において掲示するものとする。</p>	
<p>(追試験)</p> <p>第 8 条の 2 追試験は、次の各号の一に該当する理由により、定期試験を欠席した場合に、「追試験許可願」を提出して、それが認められた者に対して行う。</p> <p>(1) 不意の疾病</p> <p>(2) 交通事故</p> <p>(3) 交通機関の遅延</p> <p>(4) 就職試験・編入学試験等</p> <p>(5) その他やむを得ない事由</p> <p>2 追試験を願ひ出る者は、速やかに、欠席届及び次の各号の一に掲げる書類を学年担当教員へ提出すること。その上で、受験料（1 科目 1,000 円）を添えて追試験許可願を教務課に提出すること。</p> <p>(1) 医師の診断書またはこれに準ずるもの</p> <p>(2) 事故証明書</p>	

- (3) 当該交通機関の発行する遅延証明書
- (4) 就職試験を証明するもの、編入学試験等の受験票、受験先証明書
- (5) その他やむを得ない事由を証明するもの

(再試験)

第8条の3 再試験は、次の各号の一に該当する者に対して、原則として1回に限り行う。

- (1) 定期試験(あるいはそれに相当するレポート等)の成績が60点未満の者
- (2) 追試験の成績が60点未満の者
- (3) 定期試験を欠席し、許可された者

2 再試験の受験を願ひ出る者は、指定の期日迄に再試験許可願に受験料(1科目2,000円)を添えて教務課に提出しなければならない。

(受験上の遵守事項)

第8条の4 受験者は、次の各号に定める事項を厳守しなければならない。

- (1) 試験場においては、試験監督者の指示に従うこと。
- (2) 遅刻者の入室は試験開始後25分以内とする。
- (3) 試験開始後30分以内は、退場しないこと。
- (4) 着席は、原則として出席番号順とする。
- (5) 特別に持ち込みを許可されたもの以外は、机上においてはならない。  
(下敷き、ペンケース、携帯電話、電子機器等の持ち込みは禁止)
- (6) 試験場においては、物品の貸借をしないこと。

(定期試験等受験資格)

第9条 定期試験等の受験資格を有する者は、当該授業科目の履修登録を完了し、当該学期の授業料を納入している者であつて、かつその授業への出席回数が講義・演習については3分の2以上、実習については5分の4以上の者とする。

(試験時の不正行為)

第10条 試験における不正行為とは、次の各号の一に該当する場合をいう

- (1) 代人が受験したとき。(依頼した者・受験した者)
- (2) 答案を交換したとき。
- (3) カンニングペーパーを使用したとき。
- (4) 所持品その他へ事前に書込みをして、それを使用したとき。
- (5) 他人の答案を写したとき。(見た者・見せた者)
- (6) 言語・動作・電子機器等で情報伝達が行われたとき。
- (7) 使用が許可されていない参考書・電子機器その他の物品を使用したとき。
- (8) 偽名答案を提出したとき
- (9) 使用が許可された参考書等の貸借をし

たとき。

(10) その他試験監督者の指示に違反したとき。

- 2 試験において不正を行った者は、当該学期の全科目の履修を無効とし、学則により懲戒される。
- 3 不正を行った以降、当該試験期間中の試験科目は受験停止とする。

(成績の評価)

第11条 成績評価は、当該科目の担当教員が次の基準により行ひ、秀、優、良及び可を合格とする。

- (1) 「秀」100点満点法による90点以上
- (2) 「優」100点満点法による80点以上90点未満
- (3) 「良」100点満点法による70点以上80点未満
- (4) 「可」100点満点法による60点以上70点未満
- (5) 「不可」100点満点法による60点未満

2 本学は、前項の成績評価に基づき、GPA(Grade Point Average)による総合成績の評価を行う。なお、評価方法は次の各号のとおりとする。

- (1) 第1項の成績を秀はGP(Grade Point)4点、優はGP3点、良はGP2点、可はGP1点、不可及び放棄はGP0点に置き換える。
- (2) GPAは、それぞれのGPに単位数を掛けたものの合計(GPT: Grade Point Total [以下「GPT」という])を、履修登録した科目の単位数の総数で割る。
- (3) 総合GPAは、それぞれのGPに単位数を掛けたものの合計(GPT)を、履修登録した科目の単位数の総数で割る。

- 3 出席が講義・演習において3分の2、実習において5分の4に満たない場合は放棄となる。
- 4 各授業時間の2分の1を超える遅刻・早退は欠席とみなされる。それ以外の遅刻・早退については、3回で欠席1回とみなす。
- 5 課題などを提出していることが成績評価の条件となることもある。
- 6 再試験に合格した者の成績は60点とする。
- 7 追試験の成績評価は得点の90%とする。

(GPAの活用方法)

第12条 前条第2項のGPAについては、次の通り活用する。

- (1) 学生表彰等に関する対象者選考
- (2) 卒業判定
- (3) 授業科目履修者に求められる成績水準の設定
- (4) 教員間もしくは授業科目間の成績評価基準の平準化
- (5) 成績不振者に対する次年度の履修科目数の制限、学修の特別指導
- (6) その他必要に応じて活用する。

2 GPA値が次に該当する場合、前項第5号の学修指導を行う。

- (1) 当学年次のGPA値が1.00未満

なお、当学年次の GPA 値が 0.5 未満の学生に対しては、本指導のほか、場合によっては退学勧告等の指導を行う場合がある。

(単位の認定)

第 13 条 成績評価の結果、合格した科目については、教授会において学長が所定の単位を認定する。

第 14 条 (削除)

第 15 条 (削除)

(在学の年限)

第 16 条 学則第 22 条及び第 53 条に定める在学年限内に所定の科目の単位を修得できない場合は退学となる。

(聴講)

第 17 条 授業科目の聴講を希望する者は、当該科目担当教員に聴講願を出して、教授会の許可を得た上で講義を聴講することができる。

(臨地実習・臨床実習の履修)

第 18 条 臨地実習・臨床実習を履修する歯科衛生士学科の学生は、別表 3 に定める科目の単位を修得し、客観的臨床能力試験 (OSCE) に合格しなければならない。  
2 前項の判定は、教授会において学長が決定する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 19 条 学則第 12 条の 2 に定める大学以外の教育施設等における学修及び認定単位は、別表 4 のとおりとする。  
2 前項の学修により単位の認定を受けようとする者は、所定の単位認定申請書に当該学修の修了証書の写し等を添付し、教務課に提出するものとする。  
3 第 1 項に定める学修の他、大学以外の教育施設等における学修成果について、本学が教育上有益と認める場合は、本学における履修とみなし、単位を与えることができる。  
4 前項の学修により単位の認定を受けようとする者は、当該学修成果を証するものを提出し、審査を受けなければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

第 20 条 学則第 12 条の 3 に定める入学前の既修得単位の認定を受けようとする者は、既修得単位等認定申請書を教務課に提出するものとする。

(認定通知)

第 21 条 第 18 条および前条の審査結果については、教授会において学長が決定し、認定通知書により申請者に通知するものとする。

(長期履修)

第 22 条 職業を有するなどの理由により、学則に定める修業年限を超えて、教育課程の計画的な履修を希望する場合は、長期履修を申し出ることがで

きる。

2 長期履修に関する事項については、別に定める。

(卒業)

第 23 条 歯科技工士学科に 2 年以上、歯科衛生士学科に 3 年以上在学し、かつ、所定の授業科目の単位を修得した学生の卒業の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。  
2 前項により卒業を認定された者に対し、その成果に係る客観的資料 (ディプロマサプリメント) を交付する。  
3 卒業要件単位のうち未修得単位がある場合及び総合 GPA が 1.00 未満の者は、原則として、次年度、不合格および放棄科目を再履修しなければならない。この場合、履修届を提出して履修登録をしなければならない。

(その他)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、履修に関する必要事項は教授会において学長が決定する。

(規程の改廃)

第 25 条 この規程の改廃は、教授会において学長が裁定し、理事会において決定する。

附則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行し、平成 18 年度入学生より適用する。

附則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は、平成 20 年 4 月 7 日より施行する。

附則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は、2020 年 4 月 1 日より施行する。

附則  
この規程は、2021年4月1日より施行する。

附則  
この規程は、2021年10月14日より施行する。

附則  
この規程は、2023年4月1日より施行する。

附則  
この規程は、2024年4月1日より施行する。

別表1 (2022～2024年度生)

学 科	第一学年次	第二学年次	第三学年次
歯科技工士学科	38	30	-
歯科衛生士学科	42	28	26
専攻科生体技工専攻	32	32	-
専攻科口腔保健衛生学専攻	35	-	-

別表2 (削除)

別表3

配当年次・学期		実習科目	講義科目
第一学年次	前期	歯科保健指導の基礎・実習 歯科治療のための材料・実習	人体の構造と機能 歯・口腔の構造と機能 病因と病態 感染と免疫 公衆衛生 歯科衛生学総論
	後期	歯周病予防処置・実習Ⅰ 歯科保健指導の基礎・実習 歯科治療のための材料・実習 歯科診療補助の基礎・実習	生体と薬物 口腔健康管理・情報統計 歯の疾患と治療Ⅰ 歯の疾患と治療Ⅱ 医療安全管理
第二学年次	前期	歯周病予防処置・実習Ⅱ 齲蝕予防処置・実習 歯科保健教育活動 歯科診療補助各論・実習	保健・医療・福祉の法と制度 歯周疾患と治療 顎・口腔領域の疾患と治療 小児歯科・矯正歯科 歯科医療の臨床検査 栄養指導 歯科介護学

※但し、以下の科目は優先順(⇒)に科目の単位を修得すること。

1. 歯周病予防処置・実習Ⅰ⇒歯周病予防処置・実習Ⅱ
2. 歯科治療のための材料・実習, 歯の疾患と治療Ⅰ, 歯科診療補助の基礎・実習⇒歯科診療補助各論・実習

別表4

資格等名称	単位認定科目		
	学 科 名	科目名	単位数
TOEIC 350点以上	歯科技工士学科	英語表現入門	2単位
	歯科衛生士学科	基礎英語	2単位
実用英語技能検定試験準2級以上	歯科技工士学科	英語表現入門	2単位
	歯科衛生士学科	基礎英語	2単位
介護職員初任者研修	歯科衛生士学科	介護の基本	2単位
色彩能力検定3級以上	歯科技工士学科	色彩学	1単位
	歯科衛生士学科	色彩学	1単位
医療事務技能審査試験(歯科)	歯科衛生士学科	歯科医療保険	1単位